

山梨県公報

第二千八百三十二号

平成三十年

十月二十二日

月曜日

目次

- 道路の区域変更……………五二七
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………五二七
- 指定代理金融機関の指定の一部改正……………五二七
- 公告
- 随意契約の相手方の決定について……………五二七
- その他
- 漁業法による水産動植物の取扱いの指示……………五二八

告示

山梨県告示第三百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成三十年十一月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十二日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 割子切石線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町下田原字一枚山二二六番一 地先から 南巨摩郡身延町下田原字一枚山二二二番一 地先まで	九・二 三六二・九	九・二 三六二・九		二四四・〇

山梨県告示第三百十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十月二十二日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定の年月日 平成三十年十月十二日
- 二 指定道路の位置 南アルプス市古市場字住吉二百四十九番一
- 三 指定道路の幅員 五・〇メートル
- 四 指定道路の延長 二五・七九メートル

山梨県告示第三百十三号

指定代理金融機関の指定(昭和五十五年山梨県告示第二百七十一号)の一部を次のように改正する。

平成三十年十月二十二日

山梨県知事 後 藤 斎

表中「梅田営業部」を「梅田中央支店」に改める。

公告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年十月二十二日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 随意契約に係る賃貸借物品等
 - (一) 名称 山梨県新税務システムソフトウェア等賃貸借
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県総務部税務課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成三十年九月五日
- 四 随意契約の相手方
 - (一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社
 - (二) 住所 東京都立川市曙町二丁目二十番五号
- 五 契約金額 八千三百四万二千二百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 再度の入札に付し落札者がないため（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第二項第八号該当）。

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成三十年十月二十二日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮崎 淳 一

一 指示の内容 山梨県内において、イワナ、ヤマメ又はアマゴ（卵を含む。以下同じ。）を放流しようとする者は、山梨県内水面漁場管理委員会の承認を受けなければならない。ただし、イワナ、ヤマメ又はアマゴについて漁業権免許を受けている者が当該漁業権に基づいて放流する場合、捕獲したイワナ、ヤマメ又はアマゴを捕獲した場所に再放流する場合並びに公的研究機関が試験研究の用に供するために放流する場合は、この限りでない。

二 指示の区域 山梨県内の公共用水面

三 指示の期間 平成三十年十月二十七日から平成三十二年十月二十六日まで